

議 事 録

会議の名称	令和6年度第1回登米市農業委員会総会									
開催日時	令和6年4月25日（木） 午後1時30分 開会 午後2時58分閉会									
開催場所	中田庁舎3階 旧議場									
議長の名氏	会長 高橋 清範									
出席者 （委員） の名氏	【農業委員】									
	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子
出席者 （委員） の名氏	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴木 木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光
	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進	27番 土 生 浩 也	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）										
事務局職員名	産業経済部産業総務課 課長補佐 田村洋二郎、主事 本間 優、農業委員会事務局 事務局長 小野寺 仁、事務局次長 佐々木 祐也、主幹 佐藤 聡、主事 千葉 隆瑛、主事 三浦 翼、主事 飯塚 琉太 書記：農地管理係長 園田孝史									

議 題	議案第 8 号	登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について
	報告第 1 号	令和 5 年度登米市農業委員会事業報告について
	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
	報告第 3 号	農地基本台帳新規（補正）登載申請について
	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
	議案第 3 号	非農地証明願について
	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
	議案第 5 号	農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
	議案第 6 号	農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示について
	議案第 7 号	登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令について
会 議 結 果	議案第 8 号	すべて可として意見決定することとした。
	報告第 1 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 2 号	議案書のとおり報告した。
	報告第 3 号	議案書のとおり報告した。
	議案第 1 号	原案のとおり決定した。
	議案第 2 号	すべて可として意見決定することとした。
	議案第 3 号	原案のとおり決定した。
	議案第 4 号	原案のとおり決定した。
	議案第 5 号	原案のとおり決定した。
	議案第 6 号	原案のとおり決定した。
	議案第 7 号	原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり	
会 議 資 料	・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・令和 5 年度登米市農業委員会事業報告 ・農地法第 3 条調査書	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果	
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告	
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 19 番 芳賀秀二 委員、議席番号 20 番 櫻井利光 委員を指名します。	
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。	

議長	お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、議案第 8 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定 について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 区の報告を登壇してお願いします。
4 番委員	令和 6 年 4 月 19 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告 します。用途変更及び除外の進行番号 1 番から 3 番及び 8 番から 10 番は、農用 地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利 用の混在、農用地の利用集積及び保全、被害防除のほか基盤整備事業の要件に 支障はないと認められます。しかし、進行番号 1 番、2 番、10 番は、既に一 部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続き を行うよう付すべきとの意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 4 月 25 日 現地調査委員 2 番 鈴木 泰子 委員 3 番 田島 幹雄 委員 4 番 三塚 芳毅 委員

議長	調査報告が終わりました。 次に、第２区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	令和６年４月１９日に実施した登米市農業委員会第２区現地調査の結果を報告します。除外の進行番号５番から７番は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、農用地の利用集積及び保全、被害防除のほか基盤整備事業の要件に支障はないと認められます。しかし、進行番号６番は、既に一部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきとの意見で一致しました。 次に、編入の進行番号１１番は、既に周辺農業振興地域と同様に優良農地として耕作されており、一体的に保全・整備することにより生産性の向上が期待されるもので、編入における要件を満たしており、編入は妥当との意見で一致しました。しかし、当該地の一部が、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきとの意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和６年４月２５日 現地調査委員 ６番 柴崎 専一 委員 ７番 佐藤 久訓 委員 １１番 阿部 静男 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声あり》 無いようですのでこれで質疑を終わります。 これから議案第８号を採決します。 お諮りします。 本案は、全て可としますが、進行番号１番、２番、４番、６番、１１番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことにします。 これにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第８号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、すべて可とすることに決定いたしました。

	ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。 《 休 憩 》 再開いたします。
議長	日程第 5、報告第 1 号令和 5 年度登米市農業委員会事業報告について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 1 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 2 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、報告 3 号農地基本台帳新規（補正）登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 3 号を終わります。
議長	次に、日程第 8、議案 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

	第2区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	令和6年4月19日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。農地法第3条の進行番号9番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。申請内容は、黒川郡大和町に居住する譲受人が、登米市中田町に居住する譲渡人から中田町石森地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、登米市中田町に転居後、農機具など購入する予定であり、機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。 農地法第3条の進行番号16番については、別紙議案説明資料 8ページから14ページに記載されているとおりです。申請内容は、登米市中田町に居住する借受人が、仙台市若林区に居住する貸付人から、登米市中田町地内の農地を借り受け、耕作を行うものです。借受人は、新規就農する方ではありますが、知人の農業者から指導を受けながら管理、営農をする予定であり、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和6年4月25日 現地調査委員 6 番 柴崎 専一 委員 7 番 佐藤 久順 委員 11 番 阿部 静男 委員
議長	調査報告が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければ質疑を終わります。 それではこれより議案第1号を採決します。 お諮りします。 本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。

議長	よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 最初に第1区の報告を登壇してお願いいたします。
4 番委員	令和6年4月19日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。農地法第5条の進行番号1番は、別紙議案説明資料15ページから17ページに記載されているとおりです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和6年4月25日 現地調査委員 2 番 鈴木 泰子 委員 3 番 田島 幹雄 委員 4 番 三塚 芳毅 委員
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
11 番委員	農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料18ページから20ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第2種農地で、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号3番については、別紙議案説明資料21ページから23ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に重機置場を整備するもので、農地区分としては、第2種農地で、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号4番については、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置す

るもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に駐車場及び通路を整備するもので、農地区分としては、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年4月25日

現地調査委員

6番 柴崎 専一 委員

7番 佐藤 久順 委員

11番 阿部 静男 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号2番、5番は出に利用状況が変更されていることから、今後は、関係法令を遵守し、適正に手続きを行うよう、指導願いたい旨付すことにいたします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に日程第 10、議案第 3 号非農地証明願について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。
お諮りします。
本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 3 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、利用権設定の進行番号 5 番、一括方式の進行番号 8 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号 5 番についての審議に入ります。本案件は 15 番、加美山竜太委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第4号の委員の案件、利用権設定の進行番号5番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案78号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号12番から14番は、原案の通り決定いたしました。

15番、加美山竜太委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に委員の案件、一括方式の進行番号8番について審議に入ります。

本案件は、4番三塚芳毅委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第4号の委員の案件、一括方式の進行番号8番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案４号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての一括方式の進行番号８番は、原案の通り決定いたしました。

４番、三塚芳毅委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に議案第４号の、委員以外の案件について審議に入ります。事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第４号の委員以外の案件について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案４号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

議長

日程第１２、議案第５号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第5号について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第5号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。
次に日程第12号、議案第6号農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

それではなければ質疑をこれで終わります。
それでは本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めますよって、議案第6号農地の現状変更届出指導要綱の一部を改正する告示については、原案の通り決定いたしました。

次に日程第13号、議案第7号農地の登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

議長	《質疑なしの声》 それではなければ質疑をこれで終わります。 それでは本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声》 異議なしと認めますよって、議案第7号登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正する訓令については、原案の通り決定いたしました。 以上で、総会日程は終了しました。 令和6年度第1回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和6年4月26日

議長(会長) 24番 高橋 清範

議事録署名人 19番 芳賀 秀二

議事録署名人 20番 櫻井 利光